



東京都行政書士会大田支部会報 第31号
■発行人 南 秀明
■編集人 根寄 知恵子 後藤 真莉子
■発行所 東京都行政書士会大田支部
〒143-0023
東京都大田区山王 2-1-8-415
TEL 03(6809)9571
URL <https://ota-gyosei.jp>
■印刷所 東京都大田福祉工場

新春によせて

東京都行政書士会大田支部
東京行政書士政治連盟大田支部
支部長 南 秀明



新年明けましておめでとうございます。

日頃より、支部会員皆様をはじめ関係各位におかれましても、大田支部の活動にご理解ご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染拡大」も第8波を迎え、皆様の生活にも影響をきたしていることと思われます。今後も会員の皆様はもとより、ご家族ご関係者の皆様がお元気であることを願うばかりです。このような状況の中ではありますが、本年度の大田支部活動におきましては、3回の研修会を皆様のお顔を拝見しながら現地で開催することが出来ました。また、「新入会員との懇談会」や「支部懇親活動」も実行することが出来ました。法教育授業に関しましても大田区立蒲田小学校よりご依頼をいただき、実施いたしました。そして本年度も昨年10月の行政書士制度広報月間におきまして、大田区との共催事業として無料相談会を開催し、50名を越す区民の方々の相談に応じることが出来ました。ご関係者の皆様には、改めて御礼申し上げます。支部ホームページもリニューアルし、多くの会員の皆様にご登録をいただいております。会員専用ページには有益な情報をお届けできるよう、鋭意努力してまいります。

行政書士業務に関しましてはますます電子化が進み、電子申請が必須となる業務が大変多くなり、利便性が向上した一方、我々行政書士を必要とする方々も増えてくることと思われれます。建設業許可や入札参加資格申請も電子化された自治体が多くなり、運用の変化などには敏感に迅速に対応しなくてはなりません。我々行政書士は、中小企業の事業者様、また区民の皆様にも「頼れる専門家」として活躍すべく、ご自身が持つ情報を常に更新する必要があります。その為にも、支部会員同士での情報共有を図れるよう、今後も支部活動を活発に行ってまいります。

本年も多くの支部会員の皆様とお会いできることを楽しみにしておりますので、今後も支部活動へご理解、ご協力をいただけます様お願いし、旧年中の謝辞を申し上げますと共に、新年も支部会員をはじめ、関係各位のご健勝と、益々のご発展をお祈りし、新春のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

東京都行政書士会
会長 宮本 重則



新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より、南支部長をはじめ、大田支部の会員の皆様におかれましては、本会の事業活動に多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、市民・事業者の中には、問題がおきたとき誰に相談してよいかわからない、日々の暮らしや事業活動における各種許認可・届出申請等の行政手続き、相続・遺言等の市民法務、知的財産・経営会計、成年後見などについて誰に依頼してよいかわからない、という方はまだまだ多くいることと思われます。

この状況の中で、昨年には、以下の4つのことをはじめとした各種事業を実現することができました。

まず1つめは、東京都予算要望において、行政手続きのデジタル化にあたり、行政書士を代理人として活用することについて1億6800万円の予算措置が実現したことです。

これは、各種行政手続きにおいて、行政書士専用の電子申請システムの構築につながるものと考えております。今後とも、各種行政手続きのデジタル化においても、しっかりと職域の確保・拡大を行ってまいります。

2つめは、デジタルトランスフォーメーションの推進に向けた、会館の改築です。令和4年度の本会定時総会において代議員の先生方のご承認を賜りまして、改築が実現いたしました。新会館においては、オンライン研修スタジオの設置等、デジタル化に特化した会館づくりを行い、会員の皆様への更なるサービス向上を目指します。

3つめは、東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業者に、多くの企業・各種団体の中から土業としては唯一本会が選定され、東京都から700万円の予算が付与されたことです。さらに、空き家問題相談員制度も令和3年からスタートしています。特に空き家において、事業を行っている場合は、許認可申請、届出、事業承継、相続等の市民法務業務など行政書士業務が多く発生いたします。今後とも「空き家問題は行政書士に相談しよう」運動をすすめてまいります。

4つめは、非行政書士排除プレートの設置拡大です。3年前に東京都庁全部局において設置が実現した非行政書士排除プレートについて、警視庁とも協議をすすめたところ、警視庁本部から都内102のほぼすべての警察署に行政書士法遵守の通達を発出していただき、設置拡大が実現いたしました。今後、他の官公署にも設置拡大を目指してまいります。

本年も「かかりつけ行政書士を都内標準にしよう！」という活動理念のもと、行政書士に継続的に業務を依頼することが都内標準、全国標準となるよう①職域確保・拡大、②デジタル化への対応、③支部・官公署・東政連・地域・各種団体等との連携、④災害対策、⑤行政書士法改正対応・組織改革の5つの政策を掲げ、大田支部の会員の皆様と一緒に、上記活動をさらに拡大し、本会の事業を行ってまいりたいと考えております。

結びにあたりまして、貴支部の一層のご発展と、会員の皆様のご健勝・ご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和4年度 大田・品川・目黒三支部合同研修会 開催報告

令和4年7月28日(木)午後6時30分より、大田区入新井集会所の大集会室にて、当支部が幹事支部となり、毎年恒例の大田・品川・目黒三支部合同研修会が開催されました。参加者は大田支部会員21名を含め、三支部合計で49名でした。

今年もまたコロナ禍においての開催となり、また第7波の真ただ中の実施ではありましたが、広い会場で受講者間の距離を保ちながら感染対策を徹底して催行されました。

今研修会のテーマは、宮内・水町 IT 法律事務所の弁護士 宮内宏先生による「電子契約の基礎知識」です。宮内先生は、デジタル庁「DX推進ワーキンググループ」や、総務省「マイナンバーカードスマホ搭載検討会」等々に参画するなど、IT分野を広く専門に活躍なさっている先生で、特に電子契約に関しては著書(日本法令「電子契約の契約書」)も刊行されています。当支部理事の東郷祥太先生(司法書士兼業)が司法書士会でご登壇なさった宮内先生のご講演内容及びそのお人柄に感銘を受け本合同研修での開催に至りました。



講演の前半では、契約書を交わす意義を確認し、どのような契約類型が法令により書面(紙の文書)で交わすことを限定的に定めているかを見ていき、その結果多くの契約が電子化可能であること、そして書面(紙の文書)と比較して、電子文書においては、印紙代削減だけでなく、作業効率の向上と文書関連費用の削減に大きなメリットがあることを知りました。続いて裁判における文書証拠力について、「真正な成立」を証明することの必要性を確認し(民事訴訟法)、電子署名法により一定の条件を満たす場合に電子署名の推定効が規定されていることを教えていただきました。

講演の後半では、まずは電子署名(デジタル署名)について、その構造や作成方法、加えてその効果を認証する機関等のご説明をいただきました。電子署名の実施方法には、当事者型電子署名である①「ローカル署名」と②「リモート(クラウド署名)」、そして③「立会人型署名」の3方式があります。書面(紙の文書)においても、実印を押捺するシーンと、三文判を押捺するシーンを自然に使い分けています。また原本送受でなくFAXで法律行為をするシーンすらあります。それと同様に電子署名においても3方式のどれが一番本人性や証明力が高いかの議論ではなく、3方式をシーンによって使い分けるべきであるのご教示いただきました。

続いて、我々行政書士の実務に一番関連するであろう「代理行為と電子署名の代行」の内容に入りました。代理と使者、そして代行の3用語の違いを確認した後、電子契約における電子署名代行の課題について検証しました。行政書士名義で本人を代理できる(=効果が本人に帰属する)立て付けの契約であれば問題ないのですが、本人名義で契約をする代行業務の場合、3方式の電子署名のうち③「立会人型署名」においては、契約名義は本人であっても行政書士名義で電子署名することとなり、当該文書の有効性が疑われることになります。よって電子契約においては、本人名義の電子署名を行政書士が代行署名するという業務に限定されることになります。この点においては、質疑応答でも質問に出るくらいにみなさんの関心の高い観点であり、今後の法整備に期待をしたいと思います。

その他にも長期署名、電子帳簿保存法、裁判のIT化にも触れていただき、約2時間の研修ではありましたが、ボリューム満載のご講演を宮内先生にはしていただきました。

最後に目黒支部の野田支部長と、次回幹事支部である品川支部の今年度着任された長谷部支部長のご挨拶をいただき、また品川支部であり、東京都行政書士会市民法務部の部長である金子先生より、マイナンバーカード申請手続相談員として積極的に活動することへの鼓舞をいただき、会は無事終了しました。ちなみに今年も、コロナ感染拡大予防のため、残念ながら懇親会を開くことは叶いませんでした。

令和4年度 第2回大田支部研修会 開催報告

令和4年9月13日(火)午後6時30分より、大田区産業プラザPiOのD会議室において、令和4年度第2回大田支部研修会が開催されました。

「家族信託入門 令和版」と題し、朝日新聞「頼りになる相続のプロ50選」にも掲載された、家族信託の第一人者でいらっしゃる千代田支部の石川裕一先生が講師を担当されました。

夏に後戻りしたかのような蒸し暑さにも関わらず、他支部の先生方を含め、合計36名(大田支部26名・他支部10名)の参加がありました。

超高齢化社会の現在、認知症などで判断能力が衰えたときのための備えについては社会的関心も高く、そのなかでも比較的新しい制度である家族信託は、先生方にも興味深いテーマであったと思います。



2時間という限られた時間の中で、一般法である民法と特別法である信託法との優劣関係、成年後見制度との違いなど、

家族信託の仕組みから、家族信託を取り巻く背景と現状、家族信託のメリットとデメリット、認知症による財産凍結、実務上注意すべきことまで、盛りだくさんの論点を丁寧にお話しいただきました。

まずは、信託契約の基本である、民法上の所有権を「名義（管理処分権）」と「受益権（使用収益権）」を分離する考え方について、イラストを用いて視覚的にわかりやすく解説していただきました。続いて、委託者と受益者が同じ「自益信託」、委託者と受益者が違う「他益信託」、財産継承の道筋をたてることのできる「受益者連続型信託」についても、イラストや印象に残る余談を交えて、とても分かりやすくご説明いただきました。

その他にも、さまざまなケーススタディをご紹介いただき、家族信託制度を使うことで複雑な事例への対応も可能になるということが分かりました。

家族信託は、信頼できる家族との間で、将来の財産管理と資産承継を、柔軟性をもって行うことができる制度だということでした。また、今後は、生前相談や相続手続の相談等の行政書士業務の中で、信託された財産を扱う可能性が増えてくるとのことでした。

講義のまとめでは、故四宮和夫先生のお言葉（「信託の事例は無数にありうるわけで、それを制限するものがあるとすれば、それは法律家や実務家の想像力の欠如にほかならない」と、行政書士法第1条（「国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資すること」）を引用いただき、私たちの間断ない知識研鑽の必要性を改めて実感しました。

講義の冒頭で、「信託は一度で理解するのは難しい制度なので、まずは広い射程でとらえるように」というお話がありました。終始丁寧でわかりやすく説明頂いたので、講義終了時には、参加された先生方は、複雑な信託制度の入口をイメージすることができるようになっていたのではないのでしょうか。具体例をふんだんに取り入れた充実のレジュメは、参考書としても活用できる貴重な情報にあふれていました。

令和4年度 大田支部新入会員懇談会 開催報告

令和4年8月24日（水）17時45分から、大田区消費者生活センターの大集会室にて大田支部の「新入会員懇談会」が開催されました。新入会員以外の会員も含めて総勢19名の支部会員が出席しました。全体の司会進行は、石井元浩理事が務めました。

まずは開会にあたり、菖蒲悠太副支部長から新入会員への歓迎のご挨拶がありました。

第一部では、主な行政書士業務に関する5つのミニ講義がありました。建設業務については川邊良平副支部長から、国際業務については南秀明支部長から、会社設立業務については東郷祥太理事から、相続・遺言業務については佐藤祐一理事から、成年後見業務については大松香織理事から、それぞれ概要や他の業務との相違点、ポイント、注意点などを中心にお話しいただきました。特に国際業務については大変やりがいがあり、多くの行政書士が携わる業務で、興味関心を寄せる新入会員が毎年多くいる反面、外国人の人生を左右する業務であるとともに、非常に高いモラルが求められる業務でもあります。そのため、常に危険と隣り合わせの業務であり、十分気をつけて業務にあたることが非常に重要であると南秀明支部長は強調されていました。

第二部では、「支部役員に聞く！開業時の話」と題して、司会進行を青木幹治理事が務めました。まずは、西坂洋平副支部長より、支部活動に関するお話がありました。次に、司会から菖蒲悠太副支部長と後藤真莉子理事に対して、開業当時のお話（営業方法や実務の覚え方、人脈の作り方、成功談、失敗談など）をQ & A方式で聞き、回答してもらいました。その後の質疑応答の時間では、新入会員から開業後の効果的な営業方法などに関する質問がありました。

最後に、南秀明支部長から閉会のご挨拶があり、今後実施される支部の行事には積極的に参加してほしい旨をお話しいただきました。

今後もしばらくの間はコロナ禍での支部活動となりそうな中、引き続き感染拡大防止のための対策は講じながらも、今回無事に開催することができた新入会員懇談会のような、支部会員同士での懇親の場は可能な限り設けていきたいと考えています。



令和4年度 大田区立蒲田小学校における法教育授業 実施報告

令和4年10月14日（金）に大田区立蒲田小学校で、大田支部法教育ワーキンググループによる法教育出前授業を実施しました。

メイン講師は大田支部の滑川知也会員が1クラスで、青木幹治会員が2クラスでそれぞれ務め、サブ講師は大松香織会員が1クラスで、根寄知恵子会員が2クラスでそれぞれ務めました。その他大田支部の5名の会員が授業のサポート役として参加しました。

授業のテーマは、大田支部法教育の「恒例」である「身近な生活と関わりのある法律と契約」です。今回は5年生の3クラスで授業を実施しました。

当日は蒲田小学校の学校公開日だったこともあり、保護者も来校していて、大田支部の法教育出前授業を見学される保

護者もいらっしゃいました。

一見5年生にとっては難しいテーマに思える「身近な生活と関わりのある法律と契約」ですが、極力平易な言葉を用いてゆっくりかつ丁寧に説明し、法律用語のボード・パワーポイントのスライド・写真なども駆使して、児童の視覚にも訴える形で授業を進めていきました。

具体的な授業の中身ですが、最初は鉛筆などの文房具の貸し借りを例に「使用貸借契約」が成立することを説明しました。その流れで、書店では「申込」と「承諾」によって「売買契約」が成立することを、人気キャラクターの「チョコちゃん」の本を実際に購入した際に撮影した写真を用いて説明しました。

次に、複数の班を作ってもらった上で、「みんなで考えてみようのコーナー」として次の3つのケースについて児童たちに考えてもらい、発表してもらいました。

<ケース1>

お腹がペコペコの一郎くんが、とあるコンビニエンスストアで500円の牛焼肉弁当を買ったところ、後になって食べるのをやめようと思ってお店からお金を返してもらおうと思ったときに、お金を返してもらえるか？それとも返してもらえないか？

<ケース2>

ある日五郎くんがとある家電量販店で、保護者にこっそり10万円のパソコンを購入したところ、家に帰ってから保護者にひどく叱られ、「お店に返してきなさい」と言われて返しにいったときに、10万円のパソコンを返せるか？それとも返せないか？

<ケース3>

とある日小学校5年生のたか子さんがオンラインゲームをやっている、その途中で「このアイテムは18才以上でないと言えません。購入しますか？」という表示が出てきたところ、どうしてもそのアイテムが欲しくて、保護者からは「お金のかかることはしちゃだめだよ」と言われているにもかかわらず、嘘をついて「購入する」のボタンを押してしまい、そのままゲームを続けたところ、後日アイテム購入金額5万円の請求書が保護者に届き、保護者から「この請求書何なの？」と聞かれたときに、請求金額5万円は払うべきか？それとも払わなくてもよいのか？

児童たちに考えてもらう際には、授業のサポート役である大田支部の会員が各班をまわり、児童たちからの質問に答えたりヒントを出したりして、児童たちと一緒に各ケースを考えました。児童たちは終始真剣になって各ケースについて考え、自分なりの意見を一生懸命書き出していました。発表の際には、多くの児童が自分自身の言葉で一生懸命意見を出していました。

そんな中、配布した民法の条文を根拠に正解をズバリ答えて周囲を驚かせた児童もいれば、大人たちでは思いつかないような発想で興味深い意見を出す児童もいて、大田支部法教育ワーキンググループのメンバー一同が感心してしまう場面もありました。

授業の最後には、講師から「未成年である小学生は、法律によってしっかり守られている存在である一方で、嘘をついたり不誠実なことをしたりした場合には法律によって不利な結果になってしまう場合もある。」ということ児童たちに伝えました。また、今後児童たちが中学生・高校生になり、自分のスマートフォンなどを所有するようになれば、今回の出前授業の「ケース3」のようなことが実際に起きてもおかしくないと思われるので、こうした点も児童たちに今のうちに少しでも意識してもらおうよう伝えました。

今回の出前授業によって、児童たちに少しでも法律と契約をより身近な存在として認識してもらう結果になれば幸いです。

今後も大田支部では法教育活動を継続し、盛り上げていく所存です。



令和4年度大田支部懇親企画

「大河ドラマ『鎌倉殿の13人』を巡る散策ツアー」開催報告

令和4年10月19日(水)に大田支部の「懇親企画」として、神奈川県鎌倉においてNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」を巡る散策ツアーを開催いたしました。コロナ禍により開催を中止しておりましたが、感染が落ち着いたこの時期に令和元年開催の相撲観戦から3年ぶりの開催となりました。久しぶりに開催する年に一度の大田支部の懇親企画なので、役員会でも色々な提案がありましたが、今年度は、NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」で旬であります鎌倉散策と鎌倉駅のすぐ近くのお店で海鮮系の御膳を堪能しながら、最近の状況や今後へ向けた業務情報の交換ができる懇親に決定しました。参加者は総勢16名でした。当日は、グループを2グループに分けて、鎌倉観光協会の専属ガイドさん2人に案内をしていただきました。午前10時前に鎌倉駅西口にある時計台の前に集合をしました。時計台の前で記念写真を撮りましてから、2グループに分かれてスタートしました。最初に訪れたのは、鎌倉駅から歩いて30分ほどの鎌倉市佐助にあ

ります佐助稲荷神社です。入口より幾つも建っている赤い鳥居の参道を登りますと小高い山の中腹に社殿があります。こちらでお参りをしました。社殿の脇には、湧き水が出ていて雰囲気の良いところでした。この神社は、平治の乱後に伊豆に配流された源頼朝が畠山重忠に命じて社殿を造らせたそうです。古くは、鶴岡八幡宮非常時の御旅所で飛地境外末社だったのが、明治42年(1909年)に独立し現在に至っているそうです。また、2015年の映画『駆込み女と駆出し男』(源頼朝役の大泉洋主演)や『海街diary』、1996年のテレビアニメ『天空のエスカフローネ』の舞台としても登場した場所だそうです。(ウィキペディアより抜粋) 続いては、鎌倉銭洗弁天の見学です。境内洞窟にある清水で硬貨などを洗うと増えると伝えられています。多くの方が、訪れており混雑していました。例にもれずに、個人事業主であるみなさんもお金を洗われておりました。この銭洗弁天の景観は、四方を急峻な崖で囲まれており、秘密基地のような作りでした。今回、私たちは、ガイドさんの案内で入り口ではない、裏手より来ましたが、本来の入り口は、トンネルになっております。このトンネルは、第二次世界大戦の頃に作られたそうです。四方を崖で囲まれていたりトンネルでの出入り口作りになっているのは戦時下のもと隠れるには最適な場所として使われていたのだと納得する要塞のような雰囲気でありました。散策の最後は、鎌倉八幡宮内にある鎌倉文華館鶴岡ミュージアム「鎌倉殿の13人大河ドラマ館」の見学です。ミュージアム内は、大変な混雑であり、数多くある展示を見るのに牛歩のごとく一歩ずつのゆっくりした見学でした。さすが大河ドラマ人気と納得です。ここの見学までに歩いた歩数は、約1万歩でした。かなりの歩数に驚きながらも、良い運動になったと自己満足しておりました。中高年の先生方には、少し歩き過ぎたかもしれませんが、みなさんお元気に歩かれておりました。鎌倉の散策を終えた後は、鎌倉駅前にある居酒屋に移動して懇親会を開催しました。昼過ぎからの懇親会でありましたので、お酒は少しでしたが、前述しました通り最近の状況や今後へ向けた業務情報の交換をしながら約1時間半の懇親が開催できました。今回の3年ぶりの懇親企画を通して、鎌倉の街の散策と食事会の懇親会をきっかけに、いつも以上に親睦を深めることができたのではないかと思います。参加者の一部からは早くも来年度の懇親企画の案を複数いただきましたので、来年度も今年度以上に楽しむことのできる企画を考えていきたいと思っております。



大田支部街頭無料相談会を開催

毎年度開催されている、行政書士制度広報月間における街頭無料相談会を、令和4年10月27日(木)午前10時から午後4時まで、大田区役所庁舎内2階広聴広報課相談室6室及び1階ロビーの合計7会場をお借りし、支部会員28名(見学者も含む)が相談員として参加し、開催致しました。前年から庁舎内での案内チラシの配布が中止となり来場者の減少が予想されましたが、当日は広聴広報課のご担当者様や会員皆様のご協力により、多くの区民の方々の相談を受けることが出来ました。大田区との共催事業となっており、作成したチラシを区役所はじめ、特別出張所などへ配布頂き、大田区報への掲載もして頂きました。また、区内の公証役場をはじめとする各所を訪問し、ポスターの設置依頼を致しました。相談者の多くは、大田区報やチラシをご覧になった方で、事前の周知活動は必要であることをあらためて実感致しました。当日は天候にも恵まれ、相談者44組(前年度60名)、相談件数53件(前年度70件)の対応をすることが出来ました。本年度の相談内容の特徴と致しましては、成年後見や、福祉・介護にかかわる相談が増加したこととなります。次年度におきましても、大田区との共催事業として、相談会を実施したいと思います。なお、主な相談内容と割合については、以下の通りです。(括弧の数字は前年度のもの。)相続・遺言・贈与 75(53)% 成年後見・福祉・介護保険関係 9(20)% 在留資格関係 5(5)% 不動産問題 7(5)% 離婚・家族問題 5(7)%



令和4年度 第3回大田支部研修会 開催報告

令和4年11月14日(月)18時30分より、大田区産業プラザPiO 6階D会議室にて、大田支部第3回研修会が開催され、テーマは『年末に話題となるドローンの免許制度に向けて』でありました。講師は、行政書士 笠井慎一先生(中野支部)にご登壇いただきました。参加者は、大田支部23名、他支部9名、合計32名でした。全体の司会進行は、当支部理事の東郷祥太先生に務めていただきました。

本研修会では、前半にドローンの現況や法改正に至った背景を、後半に操縦ライセンス制度(国家ライセンス制度)や資格取得までのスケジュールなどをお話していただきました。

従来、ドローンに関する法律は存在したものの操縦士に対する免許制度がありませんでしたが、ついに免許制となり2022年12月5日より操縦ライセンス制度が開始されることになりました。操縦ライセンス制度がスタートすることによって、第三者上空飛行が可能になるということです。そのためには、たくさんの制約や厳しい試験があるようですが、実現されることで人命救助や人手不足などの問題点が解消されることが大いに期待できます。

ドローンの基本的なルールとして、飛行禁止空域や飛行空域を問わず遵守する必要があるとのことでした。

＜飛行禁止空域＞①空港周辺 ②緊急用務空域 ③150m以上の上空 ④人口集中地区 ⑤国の重要施設等の周辺 ⑥外国公館の周辺 ⑦防衛関係施設の周辺 ⑧原子力事業所の周辺

＜飛行空域を問わず遵守すること＞①飲酒時の飛行禁止 ②危険な飛行禁止 ③夜間での飛行禁止 ④目視外飛行の禁止 ⑤距離の確保 ⑥催し場所での飛行禁止 ⑦危険物輸送の禁止 ⑧物件投下の禁止

現在、主な用途として、空撮、報道取材、警備、農林水産業、測量、環境調査、設備メンテナンス等の場面で使われていますが、空飛ぶ車や人が乗るドローンもすでに開発されています。開発の狙いは、道路が整備されていない砂漠や湿地、災害によって道が寸断されたなどの路面が悪いところでも効率よく移動できるようにすることです。

ドローンの飛行申請は年々増加傾向のようで、平成28年には13,000件、平成29年には20,000件弱、平成30年には37,000件弱、令和元年には48,000件、令和2年60,000件、昨年1年間では75,000件が申請されているとのことでした。

申請している業界は様々で、ドローンを使う側が自分のところではどのように使うかを検討しているようです。

将来、ドローンがより効果的に社会に貢献する未来を実現するのか楽しみであります。もしかしたら、私たちがドローンとともに生活する日もそんな遠い話ではないのかもしれない。



支部役員会

令和3年12月から令和4年11月までの間、1月21日(金)、3月29日(火)、5月24日(火)、7月21日(木)、9月22日(木)、11月18日(金)の計6回開催しました。

今後のお知らせ

●新年賀詞交歓会のお知らせ

今年の大田支部の新年賀詞交歓会は中止となりました。

●支部総会開催のお知らせ

毎年4月に支部総会を開催致します。支部総会終了後には懇親会も開催されますので、皆様奮ってご参加ください。

●令和5年度相談員募集

毎月大田区役所で開催している無料相談会の相談員を今年も募集致します。新年度の相談員をご希望の方は、下記募集要項に従い、氏名・住所・電話番号・メールアドレスを明記の上、メールにてご応募ください。後日、担当者からご連絡致します。無料相談会の相談員につきましては、次の条件があります。令和5年3月31日までに、大田支部又は他支部にて無料相談員としての実績がある方(本年度、無料相談員予定者を含む)とさせていただきます。大田区役所内で行っている公的な事業となりますので、このような対応とさせていただきます。なお、新人会員(登録後2年以内)の方につきましては、ご希望により、上記の経験者と共に相談員をお願いする場合があります。ご希望の方は、応募要項に従い、ご応募ください。

＜応募要項＞

相談員の方には、年1回～数回の相談会を担当して頂きます。

各回とも相談員2名以上で担当します。

日 時:毎月第4木曜、午後1時～4時(ただし、12月のみ第3木曜に開催)

場 所:大田区役所1階ロビー

申込先:根寄知恵子副支部長

メール:chieko@nezaki-gyosei.com

締切り:令和5年2月10日(金) 到着分まで



【支部会員の異動状況】

(令和4年4月1日～令和4年9月30日)

登録会員数：個人会員216名 法人会員：6法人(令和4年9月30日現在)

(敬称略)

事由	氏名・法人名	異動年月日	郵便番号	事務所所在地 事務所名	電話番号 FAX番号
入会	大西 雄二郎	令和4年4月15日	144-0052	大田区蒲田5-21-13 ペガサステーション プラザ蒲田地下2階 和虎行政書士事務所	03-6424-5847 03-6424-5847
	山本 哲也	令和4年5月1日	143-0023	大田区山王2-39-21 アイル行政書士事務所	03-6451-8417 —
	岩本 まなみ	令和4年5月15日	144-0051	大田区西蒲田8-24-1 ミマツビル4階 リーダス国際行政書士事務所	03-6823-8580 —
	新野 かおり	令和4年5月15日	143-0023	大田区山王2-3-2 野口ビル5階 行政書士アロー法務事務所	03-4455-4687 050-3383-1472
	平山 徳治	令和4年6月1日	144-0046	大田区東六郷1-15-8 ひらやま行政書士事務所	090-2543-9530 03-3730-7024
	岩崎 達也	令和4年8月1日	145-0064	大田区上池台1-7-16 スマートキューブ長 原306号 行政書士いわさき事務所	03-4363-8933 03-4363-8933
	森田 信夫	令和4年9月15日	144-0031	大田区東蒲田1-1-21 パルムハウス梅屋敷 502号 東蒲行政書士事務所	03-3739-0407 03-3739-0407
転入	梁取 孝司	令和4年4月15日	145-0076	大田区田園調布南19番4号 田園調布南ビル ディング203号室(渋谷支部より転入)	03-6715-2147 03-6715-2148
	板倉 尚美	令和4年5月31日	143-0023	大田区山王2-5-13 大森北口ビル5F 5-43 ACT 特定行政書士事務所(港支部より転入)	090-2034-6056 —
	李 恩珉	令和4年6月1日	144-0051	大田区西蒲田6-3-10 Amelie401 NAMU 行政書士事務所(神奈川会より転入)	050-5539-1127 —
	村澤 眞一郎	令和4年7月15日	145-0071	大田区田園調布3-13-2 村澤眞一郎行政書 士事務所(千代田支部より転入)	03-6326-7040 03-6326-7040
移転	大房 明良	令和4年4月15日	144-0051	大田区西蒲田7-26-11 Flos 蒲田4階	変更なし
	弓野 達矢	令和4年4月28日	143-0013	大田区大森南1-8-4	03-4291-3362 03-4291-3362
	浜辺 達也	令和4年6月30日	144-0051	大田区西蒲田7-4-3 カーサ蒲田610	変更なし
	桂 僚平	令和4年8月31日	144-0052	大田区蒲田5-36-2 相互蒲田ビル1105 行政書士事務所 Liege	03-4216-0977 —
転出	穂積 朋基	令和4年6月30日	—	港支部へ転出	—
	那須 和彦	令和4年6月30日	—	北支部へ転出	—
	北山 歆奈	令和4年7月15日	—	台東支部へ転出	—
廃業	松浦 隆志	令和4年8月31日	—	(廃業)	—

支部会費納入のお願い

平素より支部運営にご理解、ご協力いただきありがとうございます。令和4年度も3か月を残すのみとなりました。支部会費(月額400円、年額4,800円)は、当年度1年分を全納すると支部細則に規定されています。つきましては、12月31日時点で、今年度の支部会費を未納の方は至急納入くださいますようお願いいたします。支部運営は、会員各位の会費により成り立っています。会員相互の公平性の確保および円滑な支部運営のため、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

過年度(令和3年度以前)の支部会費を未納の方は、「過年度分の未納支部会費」を「令和4年度の支部会費」と合算して至急納入くださいますようお願いいたします。また、長期滞納会員に対しては、法的措置も検討いたしますのでご承知おきください。

(会計担当 西坂)

編集後記

- ★コロナ禍の騒動も落ち着きを見せてきました。今年は皆様と直接お会いできる機会が多い年となるのを楽しみにしております。(根寄)
- ★あけましておめでとうございます。今年はずき年ですね。皆様にとって飛躍の年になりますように！景気も上向きに跳ねるといいですね。(後藤)